

破産手続開始決定のお知らせ

債権者各位

破産者 株式会社東名小山カントリー倶楽部
破産管財人 弁護士 藤 井 哲

株式会社東名小山カントリー倶楽部（以下「破産会社」といいます。）は、令和5年7月6日午後5時、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました（事件番号 令和5年（フ）第3850号）。

今後は、裁判所の監督の下、破産管財人において破産会社の資産を調査し、換価・回収可能な資産がございましたら、これらの換価・回収業務を行うとともに、負債の調査を行います。その結果については、財産状況報告書等を破産管財人のホームページに掲載して、随時、情報提供を行うことを予定しております。ホームページのアドレス等は、下記のとおりです。

本破産手続においては、破産手続開始通知書に記載されたとおり、現時点では、破産者の財産をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがある（配当の目途が立っていない）ため、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間または期日は当面定められないこととなりました。配当財団が形成できなかった場合、当職は前述の報告書において、本破産手続廃止の意見を述べることとなり、裁判所は本破産手続について廃止するかどうかを決定することになります。つきましては、本破産手続廃止の可否について、ご意見がある方は、令和5年8月末までに、当職（破産管財人）宛、書面にて提出してください（特段の意見がなければ、書面の提出は不要です）。

今後、破産者の資産調査・換価等の結果、債権者の皆様に対する配当原資が確保できた場合には、後日、皆様に破産債権届出書をお送りしますので、債権の届出をお願いいたします。

本件は債権者数が非常に多く、個別のお問い合わせに対応することが困難な状況にあります。つきましては、本件に関するお問い合わせは、全て下記の破産管財人室（コールセンター）、または破産管財人ホームページの「お問い合わせフォーム」までご連絡くださるようお願いいたします。破産管財人において、ご連絡をいただいた内容を取りまとめて、破産管財人ホームページの「よくあるお問合せ」コーナーを更新することにより回答とさせていただきます。

いただきますので、何卒ご了承下さい。他の連絡先にご連絡いただいても本件については対応しかねること、また、限られた人員・回線で対応させていただいておりお電話がつながりにくい場合があることをご理解いただきますようお願いいたします。

債権者の皆さまには、大変なご迷惑をおかけしますが、本件の諸事情をご理解いただき、破産手続へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【破産管財人ホームページ】

<https://tomei-kanzai.jp/>

スマートフォンの方は、右記 QR コードもご活用ください。



【破産管財人室（コールセンター）電話番号】

050-1807-6805

月～金（土日祝除く） 9：00～18：00